

議事要旨(5) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井専門委員長より、審議事項(5)-1に基づき、特別目的会社専門委員会における検討状況についての説明がなされた。当該専門委員会では、IASBからIFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS 第11号「共同支配の取決め」及びIFRS 第12号「他の企業への関与の開示」が公表されたことを受け、我が国における連結の範囲に関する基準の見直しの検討を開始している。本日の委員会では、それらの新たな基準の概要を説明することとし、今後の検討の方向性については、各論ごとにある程度の検討が進んだ段階で判断することとしたいとの説明がなされた。引き続き、吉岡研究員より、審議事項(5)-2に基づき、IASBの新たな基準の概要について説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの説明は次のとおりである。

- ある委員より、今後の見直しの検討に際しては、取引の例示を用いて検討していくことが理解しやすく、IFRS と共通の問題としてコンバージェンスを進めていく問題なのか、我が国固有の問題なのかを検討していく上で、具体的な例示を用いて検討を進めてほしいとの意見があった。事務局からは、我が国の企業集団に係る開示としてあるべき連結の範囲を、具体的な例示も踏まえ、検討していきたいとの説明がなされた。
- ある委員より、2年前の論点整理（「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」）公表後の検討においては、特別目的会社への対応を中心に行っていたと理解しているが、今回は、通常の事業会社も含め、連結の範囲を議論していく予定と理解してよいか、との質問があった。これに対し、事務局からは、そのような論点整理後の検討の方向性も踏まえつつ、その後の環境変化も考慮し、まずは、IASBの新たな基準の内容を理解し、我が国の取扱いとの差異を十分把握したうえで、連結の範囲に関する見直しの対象を通常の事業会社も含めて検討するか、判断していくことを考えている、との説明がなされた。
- ある委員より、企業経営の面からは、会計基準に従って決定した連結の範囲を前提に経営管理を行っており、このような視点も念頭におきながら議論を進めてほしいとの意見があった。これに対し、事務局からは、コンバージェンスを取り巻く環境の変化が見られる中で、我が国においては事業会社における連結の範囲について、出資比率が0%でも連結することも行っており、今後どのように取り扱っていくことが適当かも含め、検討していきたいとの説明があった。
- あるオブザーバーからは、代理人の取扱いが問題となるのはどのような場合か確認したいとの質問があった。事務局からは、ファンドを例に挙げて、その問題の概要について説明を行い、特別目的会社の短期的な対応を行っていた際にも、今後の検討課題

として挙げられていた項目であると説明された。

以 上